

平成18年 第1回沼田町議会臨時会 会議録

平成18年 1月11日(水)
午後 4時11分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	津 川 均	議 員			
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員			

2. 欠席議員 4 番 久 保 寛 議 員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君 監 査 委 員 山 木 一 男 君
農業委員会会長 中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域振興課長	生 沼 篤 司 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	矢 野 潔 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	神 憲 彦 君	旭寿園園長	田 中 聡 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 松 田 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 齊 藤 真 二 君

7. 付議案件は次のとおり

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第1号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4	議案第2号	特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について
5	議案第3号	教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について
6	議案第4号	沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
7	議案第5号	沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
8	議案第6号	平成17年度沼田町一般会計補正予算について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました、平成18年第1回沼田町議会臨時会を開会いたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番 野議員、5番 津川議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一般議案)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第1号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年1月11日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

これにつきましては、平成17年第4回臨時会で議決されました一般職の年間支給額と同額とするものでございます。年間期末手当、4.4ヶ月分を4.45ヶ月分とし、0.05ヶ月を増額するものでございます。

ちなみに金額では、町長で33,375円の増、助役で31,000円、教育長で28,400円の増となります。宜しくご審議のほど、お願いを致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第2号 特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第2号、特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について、特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年1月11日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

これにつきましては、町長の報酬を月額30,000円の減額、助役の報酬を月額10,000円の減額とするものでございまして、手当等も含め年間で町長で454,500円の減額、助役で133,000円の減額となります。

合わせまして、削減効果と致しましては587,500円程となっております。宜しくご審議のほど、お願いを致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第５、議案第３号 教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第３号、教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について、教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例を提出する。平成１８年１月１１日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

これにつきましては先の条例で議決頂きました、特別職である町長、助役の減額に合わせるものでございますので、ひとつ宜しくご審議のほど、お願いを致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第６、議案第４号 沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第４号、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成１８年１月１１日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

宜しくご審議のほど、お願いを致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第5号 沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第5号、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年1月11日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

これにつきましては、特別職並びに議員の報酬の改正により、非常勤特別職の内、月額報酬支給者のみ改正するものでございまして、監査委員2名で年間削減効果と致しましては36,000円。農業委員12名、△で15万円ほど、教育委員3名で36,000円。合わせまして削減効果と致しましては、222,000円程となっております。宜しくご審議のほど、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）12番。常勤の特別職や議員の報酬を減らしたからといって、私は農業委員の報酬なんて本当に少ないと思うのです。特にこれから農地の異動などがあつたら、色々仕事がたくさんあるのだらうと思うのです。そういう中で、なんでもかんでも減らさなければならぬのか、右ならえしなくても良いものがあるのではないかなと思うのですがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）今橋場議員さんから質問がありましたけども、この関係につきましては特別職、議員、合わせて今まで慣例で同じような改正をしてきたという経過がございます。

ただし、今回の場合は日額報酬については金額が金額なので、改正しないということでございましたので月額者だけ改正させて頂くという形になってございますので宜しくご理解の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第6号 平成17年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第6号 平成17年度沼田町一般会計補正予算について。平成17年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年1月11日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第6号、1ページ目をお開き願いたいと思います。

〔以下、補正予算第6号朗読説明〕

これにつきましては、昭和48年度着工の国営かんがい排水事業、雨竜川中央地区が平成17年度で完了致しまして、18年度から負担金の償還が始まるところでございます。沼田町土地改良区においては、農家負担軽減のため繰上げ償還を計画しておりまして、この対策と致しまして町が、改良区が借入れを行うものに対する損失補償を行いまして、借入れ金利の低減を図るものでございます。

仮に損失補償を行わない場合、適用金利に0.25%から0.4%が上乗せになるというものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長） 以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了致しました。これにて、平成18年第1回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時29分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員